

[事案 29-32] 新契約・転換契約無効請求

・平成 30 年 1 月 5 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 29-29]・[事案 29-30]・[事案 29-31]・[事案 29-33] の申立人の親族である。

<事案の概要>

募集人の説明が一切なかったこと等を理由に、新契約および転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 14 年 1 月に親族経営の法人名義で加入した利率変動型積立保険を自分に名義変更したうえで平成 17 年 3 月に行った見直しを始め、以降 3 回にわたり行われた見直し、転換が行われた本契約（最終的には利率変動型積立保険）について、以下等の理由により、各契約を無効にして既払込保険料を支払ってほしい。

- (1) 親族が貯蓄型の保険と思って決めてくれた保険を契約したが、掛け捨ての保険になっていた。
- (2) 契約、見直し、転換のいずれの手続きの際も、募集人から説明が一切なかった。

<保険会社の主張>

募集人は申立人に対し、各契約の保障内容を正しく説明しているので、申立人の請求に応じることとはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の主張するような募集人から説明が一切なかった等の事実は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。